別記第12号様式(第12条関係)

(表)

|  |  |
| --- | --- |
| 60mm | 第　　　　　　号  身分証明書  　　　　　　　所属  　　　　　　　職名  　　　　　　　氏名  　上記の職員は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において読み替えて準用する同法第12条第２項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。  　　　　　　年　　月　　日  山口県知事　氏名　印 |
| 90mm | |

(裏)

|  |  |
| --- | --- |
|  | ⦿ 卸売市場法抜粋  第12条  ２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  ３　前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  第14条　第５条から第10条まで、第11条（第１項第１号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第１項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第６条第１項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第６条第１項中「第４条第２項各号」とあるのは「第13条第２項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第３項中「第４条第２項」とあるのは「第13条第２項」と、第８条第１項第２号及び第２項中「第13条第１項」とあるのは「第４条第１項」と、第11条第１項第２号中「第４条第５項各号」とあるのは「第13条第５項各号」と読み替えるものとする。 |